

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	向精神薬対策費	担当部局庁	医薬食品局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和48年度、平成元年度、平成2年度	担当課室	監視指導・麻薬対策課	課長 中井川 誠			
会計区分	一般会計	施策名	IV-4-3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	麻薬及び向精神薬取締法第60条の2 厚生労働省組織令第54条	関係する計画、通知等	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 第3次薬物乱用防止5か年戦略				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	向精神薬の乱用及び不正取引を防止し適正な管理を行うための基盤整備を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・捜査機関において、規制品目の鑑定を迅速に行えるようにするため、我が国で現在流通していない向精神薬の標準品を作成する。 ・不正取引される向精神薬の迅速・効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び標準的分析マニュアルを作成する。 ・「麻薬及び向精神薬不正取引条約」において新たに麻薬及び向精神薬原料として指定される可能性がある物質について、流通実態を把握する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	5	4	3	2	2
		補正予算					
		繰越し等					
		計	5	4	3	2	2
		執行額	3	3	2		
	執行率(%)	60%	75%	67%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (毎年度)
	向精神薬試験法及びマニュアルの作成	成果実績	部	1	1	1	1
達成度		%	100	100	100		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	①鑑定法の作成 ②標準品の製造・整備	活動実績 (当初見込み)	①物質	2	5	7	—
②物質			1	1	0		
				(3物質)	(3物質)	(3物質)	
単位当たりコスト	①327,429円/物質	算出根拠	①執行額(2,292千円)÷向精神薬鑑定法作成件数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	庁費	2.3	1.8	執行実績を踏まえ、消耗品に係る経費を見直したこと等による削減			
計	2.3	1.8					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業の成果は向精神薬の乱用等を防止するための取締等で活用することから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	向精神薬の乱用等を防止するため、取締等で活用することを目的とした分析法等を整備するものであり、国が自ら行う必要がある事業である
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	協議会を開催しなかったことに伴う不用額である。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	規制対象となっている物質を製造販売している業者が限定されるため、随意契約を行っているが、平成22年度(600千円)から単位あたりコストの削減が図られた。
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	標準品の購入や分析に係る経費であり、適正に執行されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	取締等のためには適切な分析が必要であり、実効性の高い手段となっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	成果目標に対して、着実に達成している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	取締等のためには適切な分析法が必要であり、その目的は達成されている。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	整備された分析法は、十分に活用されている。
点検結果	向精神薬の分析法・鑑定法の整備については、その不正流通等に関する取締りの必要性から、専ら国が実施する必要があるところ、所要の取組みについて成果を上げている。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	本事業は、向精神薬の乱用及び不正取引を防止し適正な管理を行うための基盤整備に必要な経費であるが、恒常的に不用が生じている原因を精査し、適切な予算計上とすること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-	執行実績を踏まえ、消耗品に係る経費を見直したこと等による削減		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	347	平成23年行政事業レビュー	315

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
2.3百万円

【支出委任】

A. 国立医薬品食品衛生研究所
2.3百万円
標準品の整備及び標準的分析マニュアルの作成

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について記載する。費 目と使途の双方で実情が分かる ように記載）	A.国立医薬品食品衛生研究所			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	その他	消耗品費、光熱水料	2.3			
	計		2.3	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国立医薬品食品衛生研究所	標準品の整備及び標準的分析マニュアルの作成	2.3		